

矢作川総合第二期地区
明治本流（上流部）鴛鴨工区実施設計ほか業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1 - 1 条 (目 的) 第 1 - 2 条 (場 所) 第 1 - 3 条 (低入札価格契約における第三者照査) 第 1 - 4 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、矢作川総合第二期地区の工事实施に利用するため、明治本流(上流部)鷺鴨工区の実施設計及び永覚工区ほかに係る過年度業務の補足設計を行うものである。 本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市鷺鴨町、永覚町、上郷町及び和会町地内であり別添位置図に示すとおりである。 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2)令和 7・8 年度競争参加審査申請の定期受付において、申請を行い受理されている者で、東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和 7・8 年度一般競争(指名競争)一般競争(指名競争)参加資格のうち「A 等級」の認定を令和 7 年 4 月 1 日時点において受けていること。 (3)東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 資本関係 (ア)親会社と子会社の関係にある (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある 人的関係 (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者	

項 目	内 容	備 考
（履行確実性の達成状況の確認） 第 1 - 5 条	を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 業務成果品のミス、不備 等	
（一般事項） 第 1 - 6 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備 考																
(管理技術者) 第 1 - 7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業 - 農業土木</td></tr> <tr> <td>農業 - 農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>ビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木	農業 - 農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		ビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木																
		農業 - 農業農村工学																
	農業	農業土木																
		農業農村工学																
博士	農学																	
ビルコンサルティングマネージャー	農業土木																	
(照査技術者) 第 1 - 8 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業 - 農業土木</td></tr> <tr> <td>農業 - 農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>ビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 共通仕様書第 1 - 7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりである。 (1) 設計計画検討段階 (2) 施工計画検討段階 (3) 成果品とりまとめ段階 4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木	農業 - 農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		ビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木																
		農業 - 農業農村工学																
	農業	農業土木																
		農業農村工学																
博士	農学																	
ビルコンサルティングマネージャー	農業土木																	
(担当技術者) 第 1 - 9 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																	
(配置技術者の確認) 第 1 - 10 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けら																	

項 目	内 容	備 考																							
(保険加入) 第 1 - 11 条 第 2 章 作業条件 (参考図書) 第 2 - 1 条 (設計条件) 第 2 - 2 条 (貸与資料) 第 2 - 3 条 (参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	れた技術者を登録対象とする。 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 設計の基本的事項に関しては、次表に掲げる図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>発行</th><th>制定(改訂)年月</th></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>H27.5</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>H26.3</td></tr> </table> 設計作業における設計条件は、次のとおりである。 1 設計基本条件 (1) 計画流量 かんがい期 : 33.98 m³/s 非かんがい期 : 10 月 ~ 1 月 : 4.4m³/s 2 月 ~ 3 月 : 5.0m³/s 2 その他設計条件 耐震設計上の施設の重要度区分 全区間 A 種 本業務の貸与資料は次のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>現況資料</td><td>矢作川総合事業誌</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">業務報告書等</td><td>平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策基本設計業務</td><td rowspan="6">一式</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)家下川横断部耐震化対策他実施設計業務</td></tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 5 業務</td></tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 6 業務</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 4 業務</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区仮設計画ほか検討業務</td></tr> </table> 第 2 - 1 条、第 2 - 3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。	名 称	発行	制定(改訂)年月	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27.5	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	H26.3	分類	貸与資料	数量	現況資料	矢作川総合事業誌		業務報告書等	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策基本設計業務	一式	平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)家下川横断部耐震化対策他実施設計業務	令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 5 業務	令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 6 業務	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 4 業務	令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区仮設計画ほか検討業務	
名 称	発行	制定(改訂)年月																							
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27.5																							
土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	H26.3																							
分類	貸与資料	数量																							
現況資料	矢作川総合事業誌																								
業務報告書等	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策基本設計業務	一式																							
	平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)家下川横断部耐震化対策他実施設計業務																								
	令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 5 業務																								
	令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 6 業務																								
	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その 4 業務																								
	令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区仮設計画ほか検討業務																								

項 目	内 容	備 考								
第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。 <作業項目表> <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th></tr><tr><td>1 . 明治本流 (上流部) 駕鴨工区の実施設計</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2 . 明治本流 (上流部) 永覚工区ほかの補足設計</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3 . 共通項目</td><td>1 式</td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	1 . 明治本流 (上流部) 駕鴨工区の実施設計	1 式	2 . 明治本流 (上流部) 永覚工区ほかの補足設計	1 式	3 . 共通項目	1 式	
作 業 項 目	数 量									
1 . 明治本流 (上流部) 駕鴨工区の実施設計	1 式									
2 . 明治本流 (上流部) 永覚工区ほかの補足設計	1 式									
3 . 共通項目	1 式									
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 本業務の成果品 (案) については、令和 8 年 1 月末までに事前提出し、監督職員の確認を受けるものとする。 (2) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (3) 本業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。 (4) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (5) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。 (6) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有すると共に維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (7) 第 2 - 1、第 2 - 2 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (8) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記載するものとする。 (9) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (10) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について報告書に記載する。 (11) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNDB) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、									

項 目	内 容	備 考
(業務の成果品質確保対策) 第3 - 3条	http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム (NETIS) は、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (12) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (13) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催) 監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 (1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 設計条件・前提条件 業務計画の妥当性 スケジュール 設計変更内容 その他(事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減) (2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催) 監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。	

項 目	内 容	備 考
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条	5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 共通仕様書第 1-10 条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（設計計画の検討時） 第 3 回 中間打合せ（施工計画及び仮設計画の検討時） 第 4 回 中間打合せ（概算工事費積算時） 第 5 回 中間打合せ（報告書（案）作成後） 最終回 報告書取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理責任者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1 - 11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条	本業務は電子納品対象業務とする。 成果物は共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。	
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町 2 2 - 1 6 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第 4-1 条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。 (3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他。	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 技術提案の履行 （技術提案の履行） 第 7 - 1 条	技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。 （１）業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 （２）業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。	
第 8 章 業務管理 （情報共有システムの業務について） 第 8 - 1 条	1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
第 9 章 定めなき事項 （定めなき事項） 第 9 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

作 業 項 目 内 訳 表

・業務対象施設

施 設 項 目	規 格 等	数 量
明治本流 (下流部)	1. 明治本流(上流部)鴛鴨工区の実施設計 【現況】 暗渠工(代表断面): B4.8m×H3.15 2連 BOX 2. 明治本流(上流部)永覚工区ほかの補足設計 【現況】 暗渠工(代表断面): B4.8m×H3.15 2連 BOX 【実施設計】暗渠工(代表断面): B4.8m×H3.00 2連 BOX	L=135.271m (No.40+44.729 ~ No.41+80.000) L=2,136.901m (No.41+80.000 ~ No.41+87.700、 No.42+27.700 ~ No.63+56.901)

・作業項目、作業内容及び作業数量

1. 明治本流(上流部)鴛鴨工区の実施設計

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	備考		
1．設計計画	(1) 基本条件の検討 過年度検討結果等に基づき、水理構造条件など基本条件について詳細に整理検討を行う。	1 式			
	(2) 形式、規模及び構造の検討 水路タイプ及び工事実施断面形状の詳細を決定する。	1 式			
	(3) 暫定取付工の検討 既存水路や新設水路への接続に必要な暫定取付工の詳細を決定する。	1 式			
2．水理検討	各種損失水頭の計算及び各断面毎の水理計算、水理縦断面図を作成する。	1 式			
3．構造検討	各実施断面について詳細な構造計算を行う。 なお、地震動データについては、以下のとおり貸与する。	1 式			
	構造計算に必要なレベル2地震動については、タイプ、タイプ とともに「工学的基盤における非正常地震動の統計的予測プログラム(EMPR)」により求められた工学的基盤波を使用するものとし、地震力の設定については、「周波数依存性を考慮した等価ひずみによる地盤の地震応答解析プログラム(FDEL)」により求められたものとする。				
	レベル2地震動			データ数	
	タイプ			東海・東南海・南海連動型	1(貸与)
	タイプ	猿投 - 高浜断層帯	1(貸与)		
4．施工計画及び仮設計画の検討	1～3に基づき、工区毎の施工計画及び仮設計画を検討する。 なお、No.41+80.000～No.41+87.700 については、直上流区間と併せて施工することとし、2．明治本流（上流部）永覚工区ほかの補足設計の検討結果を反映することとする。	1 式			

作業項目	作業内容	作業数量	備考
5．図面の作成	1～4に基づき、工事発注に必要な図面を作成する。 なお、工区毎の使用図面を一覧表で整理する。 また、頂板は止水板を設置しない構造とする。	1式	
6．数量計算書の作成	4及び5に基づき、工区毎の数量計算書の作成を行う。	1式	
7．概算工事費の積算	6の数量計算書を基に概算工事費の作成を行う。 なお、概算工事費の算定に使用した単価及び歩掛については、引用した図書の出典先等を整理した根拠資料を作成する。	1式	

2．明治本流（上流部）永覚工区ほかの補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1．通水位の変更に伴う構造計算	No.41+80.000～No.41+87.700、No.42+27.700～No.44+31.506において、通水位を変更し、構造計算を行う。	1式	
2．函体上部橋梁の構造変更	以下の函体上部に設置する橋梁について、橋梁への衝撃が函体に悪影響を及ぼさない構造に変更する。 なお、構造は過年度施工済みの稲荷橋（No.65+69.900付近）を参考とする。 対象橋梁 平子橋（No.44+71.700付近） 山神橋（No.45+75.620付近） 宮西橋（No.46+94.000付近） 猫子橋（No.48+13.350付近） 稲荷橋（No.49+29.650付近） 山合橋（No.50+60.200付近） 中山橋（No.51+72.400付近） 下山畑橋（No.53+81.080付近） 車坂橋（No.54+96.050付近） 郷東橋（No.57+37.100付近） 郷前橋（No.60+16.600付近） 安古橋（No.61+95.100付近）	1式	
3．工区割の検討	No.62+95.706～No.63+56.901において、工区割りを検討する。	1式	
4．施工計画及び仮設計画の検討	1～3に基づき、工区毎の施工計画及び仮設計画を検討する。 なお、仮廻し水路については、仮廻し流量が変更となることから、過年度業務の構造で流下可能か検証の上、流下できない場合は構造を検討する。	1式	
5．図面の作成	1～4に基づき、工事発注に必要な図面を作成する。 なお、作成した図面は過年度業務の図面と合わせ一式で整理し、工区毎の使用図面を一覧表で整理する。 また、No.42+27.700～No.52+21.910については、頂板に止水板を設置しない構造とする。	1式	

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	備考
6．数量計算書の作成	4 及び 5 に基づき、工区毎の数量計算書の作成を行う。	1 式	
7．概算工事費の積算	6 の数量計算書を基に概算工事費の作成を行う。 なお、概算工事費の算定に使用した単価及び歩掛については、引用した図書の出典先等を整理した根拠資料を作成する。	1 式	

3．共通項目

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	備考
1．準備作業	(1) 現地調査 実施設計に必要な調査を行う。 (2) 資料の検討 実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式 1 式	
2．総合検討	総合的に検討し、今後の作業に当たっての留意点等を付記する。	1 式	
3．照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し照査報告書の作成を行う。	1 式	
4．点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	
5．公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1 式	